

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.60 平成19年7月18日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635
Eメール keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp

介護報酬改訂に伴う勘定科目の改正通知発出される

平成18年4月からの介護報酬の改訂等に伴い老計第8号通知別紙が平成19年7月6日付（老計発第0706001号）にて改正されました。同通知全文は東京都から近々に送付されると思われませんが（老施協H・Pでも公開）、本件について本相談室にご照会をいただいておりますので、下記のとおり、所要の改正手続きを執られますようご案内申し上げます。本経営相談室だよりNo.60は宮内眞木子税理士にご監修をいただいております。なお、当相談室へのご相談は差し支えなければ上記アドレス宛メールにてお願い申し上げます。また、本相談室だより（全5枚）は東社協のH・P⇒事業案内⇒経営相談事業に掲載しています。さらに、東社協福祉人材研修室が秋に主催する社会福祉法人・施設会計基礎研修会（選択コース・既通知済）において、改正内容の研修を行います。

記

1 主な改訂内容

ア 指針の対象範囲に養護老人ホーム、軽費老人ホームを追加。社援第49号・老計第55号通知により会計基準・指導指針の選択が可能。

イ 指針の対象事業に、介護予防、地域密着型、地域包括支援センターを追加

ウ 所要の勘定科目を新設、修正

①居宅介護料収入の中区分に介護予防報酬収入を新設

②居宅介護料収入の中区分利用者負担金収入を介護負担金収入と改称し、介護予防負担金収入を新設

③措置費収入を新設

④居宅介護支援介護料収入の中区分に居宅介護支援介護料収入、介護予防支援介護料収入を新設

⑤その他の事業収入の中区分にその他の事業収入を新設し、介護保険事業と一体的に行われる障害者自立支援給付事業に係る処理科目とした。

⑥事業外収入(大区分)を新設し、受入研修費収入、職員等給食費収入(中区分)を新設

⑦「他会計区分長期貸付金支出」を新設。他会計区分を創設することとなる事業を立ち上げる際に新規会計区分に既存の会計区分から資金融通する場合、従前では「他会計区分繰入金支出」科目を使用することとなるがこれでは、新規の会計区分側が事業収益を当初から過大に計上することとなるため、法人の方針として、繰入とするか又は繰入ではなく長期的な貸借とするかの選択が可能とした。

⑧徴収不能額を新設。従前は雑費又はその他支出を使用していたが明確に内容表示した。事業活動には当初からあるもの。

⑨固定資産除却・廃棄支出を新設。固定資産の取り壊し又は廃棄の資金処理科目。

エ 平成19年税制改正により、平成19年4月以降に取得した減価償却資産については、毎期の償却計算においても残存価額を設定せず、取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却できる、とされた。

2 所要手続き

ア上記改正を受けて、経理規程の別表改正議案及び収支計算書の補正予算書を理事会(評議員会)で審議決定

イ経理パソコンソフトシステムの更新

ウ4月分以降の収入、支出の改正科目への振替。改正科目での計上は平成19年度から実施。

3 改訂内容のうち、収支予算書、事業活動計算書の改正内容は2～3枚目のとおり。

4 改正後介護保険収入科目一覧表(一部)を参考に掲示しました(4枚目)。

5 改正後の会計区分整理表を通知を基に参考に作成しました(5枚目)。

「収支計算における勘定科目」の体系

＜指導指針＞		＜資金元帳＞	
支 出		収 入	
経 常 活 動 支 出	人件費支出 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	介護福祉施設介護料収入 介護報酬収入（施設） 利用者負担金収入（施設） 居宅介護料収入 （介護報酬収入） 介護報酬収入（居宅） 介護予防報酬収入 （利用者負担金収入） 介護負担金収入 介護予防負担金収入	経 常 活 動 収 入
	経費支出 （直接介護支出） 給食材料費 介護用品費 教養娯楽費 医薬品費 日用品費 被服費 消耗器具備品費 保健衛生費 車輦費 光熱水費 燃料費 本人支給金 葬祭費	措置費収入 事務費収入 事業費収入 居宅介護支援介護料収入 居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入 利用者等利用料収入 介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 管理費収入 その他の利用料収入	
	（一般管理支出） 福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 渉外費 贈会費 租税公課 委託費 雑費	その他の事業収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入 寄付金収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 事業外収入 受入研修費収入 職員等給食費収入	
	利用者負担軽減額 徴収不能額 借入金利息支出 事業外支出 職員等給食費 その他の事業活動外支出	雑収入 設備資金借入金収入 施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 固定資産売却収入 器具及び備品売却収入 車両運搬具売却収入 ○○売却収入	
	雑支出	長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄付金収入 長期運営資金借入金元金償還寄付金収入 積立預金取崩収入 移行時特別積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入	
	施設整備等支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 器具及び備品取得支出 車両運搬具取得支出 ○○取得支出 固定資産除却・廃棄支出 固定資産除却・廃棄支出	他会計区分繰入金収入 他会計区分長期借入金収入 他会計区分長期買付金回収金収入 会計区分外繰入金収入 その他の収入	
	財務活動等支出 設備資金借入金元金償還金支出 長期運営資金借入金元金償還金支出 投資有価証券取得支出 積立預金支出 他会計区分繰入金支出 他会計区分長期買付金支出 他会計区分長期借入金償還金支出 会計区分外繰入金支出 その他の支出	財務活動等収入	
	当期末支払資金残高	前期末支払資金残高	

(指導指針)

「事業活動計算における勘定科目」の体系

<指導指針>

<一般元帳>

事業活動支出		事業活動収入		
事業活動支出	人件費 役員報酬 職員俸給 職員手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 経費 (直接介護費) 給食材料費 介護用品費 教養娯楽費 医薬品費 日用品費 被服費 消耗器具備品費 保健衛生費 車輦費 光熱水費 燃料費 本人支給金 葬祭費 (一般管理費) 福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 渉外費 諸会費 租税公課 委託費 雑費 利用者負担軽減額 減価償却費 徴収不能額 引当金繰入 徴収不能引当金繰入 賞与引当金繰入 退職給与引当金繰入	介護福祉施設介護料収入 介護報酬収入(施設) 利用者負担金収入(施設) 居宅介護料収入 (介護報酬収入) 介護報酬収入(居宅) 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入 介護予防負担金収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 居宅介護支援介護料収入 居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入 利用者等利用料収入 介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入 その他の収入 国庫補助金等特別積立金取崩額 (介護報酬査定額)	事業活動収入	借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 有価証券売却益 寄付金収入 その他の事業活動外収入 受入研修費収入 職員等給食費収入 雑収入
	事業活動外支出 借入金利息 有価証券売却損 資産評価損 その他の事業活動外支出 職員等給食費 その他の事業活動外支出 雑損失	施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄付金収入 施設整備等寄付金収入 設備資金借入金元金償還寄付金収入 長期運営資金借入金元金償還寄付金収入 固定資産受贈額 固定資産売却益 器具及び備品売却益 車輛運搬具売却益 ○○売却益 国庫補助金等特別積立金取崩額 他会計区分繰入金収入 会計区分外繰入金収入 その他の特別収入 徴収不能引当金戻入 その他の特別収入		特別収入
特別支出	基本金組入額 国庫補助金等特別積立金繰入額 固定資産売却損 建物売却損・処分損 器具及び備品売却・処分損 車輛運搬具売却・処分損 その他の固定資産売却損・処分損 他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出 その他の特別損失	当期活動収支差額 基本金組入額 基本金組入額 その他の積立金繰入額 ○○積立金繰入額 次期繰越活動収支差額	当期活動収支差額 前期繰越活動収支差額 基本金取崩額 その他の積立金取崩額 ○○積立金取崩額	

(指導指針)

改正指導指針において指導指針の対象範囲を縦軸に、会計区分の具体的な取扱いを横軸としたものが以下の表。

社福法人 社福法人

事業の種類	主たる施設等	社福法人 社福法人				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
(1)指定介護老人福祉施設		◎				
(2)養護老人ホーム			◎			
(3)軽費老人ホーム				◎		
(4)指定居宅サービス等					◎	
ア指定訪問介護		○	○	○	○	
イ指定介護予防訪問介護		○	○	○	○	
ウ指定夜間対応型訪問介護		○	○	○	○	
エ指定通所介護		○	○	○	○	
オ指定介護予防通所介護		○	○	○	○	
カ指定認知症対応型通所介護		○	○	○	○	
キ指定介護予防認知症対応型通所介護		○	○	○	○	
ク指定短期入所生活介護		○	○	○	○	
ケ指定介護予防短期入所生活介護		○	○	○	○	
コ指定小規模多機能型居宅介護		○	○	○	○	
サ指定介護予防小規模多機能型居宅介護		○	○	○	○	
シ指定認知症対応型共同生活介護		○	○	○	○	
ス指定介護予防認知症対応型共同生活介護		○	○	○	○	
セ指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		○	○	○	○	
ソ老人福祉法第20条の7の2に定める老人介護支援センター		○	○	○	○	
(5)指定サービス基準等						◎
ア指定訪問入浴介護		○	○	○	○	○
イ指定介護予防訪問入浴介護		○	○	○	○	○
ウ指定特定施設入居者生活介護				△○	△○	○
エ指定介護予防特定施設入居者生活介護				△○	△○	○
オ指定地域密着型特定施設入居者生活介護				△○	△○	○
カ指定福祉用具貸与				△○	△○	○
キ指定介護予防福祉用具貸与				△○	△○	○
ク指定特定福祉用具販売				△○	△○	○
ケ指定特定介護予防福祉用具販売				△○	△○	○
コ(4)に係る基準該当居宅サービス		○	○	○	○	○
サ指定居宅介護支援又は指定介護予防支援		○	○	○	○	○
シ介護保険法第62条に基づく市町村特別給付事業		○	○	○	○	○
ス介護保険法第115条の39に規定する地域包括支援センター		○	○	○	○	○
セ(1)から(4)までの施設等において行う介護保険に関連する事業		○	○	○	○	○

◎印:主たる施設又は事業所(以下「施設等」という。)

○印:主たる施設等と併設等されている場合に、主たる施設等の会計区分に含めて会計処理ができる施設等

△印:社会福祉法人にあっては、主たる施設等の会計区分に含めて会計処理ができない施設等

無印:主たる施設等と併設等されている場合であっても、主たる施設等の会計区分に含めて会計処理ができない施設等